

平成27年台東区教育委員会臨時会  
(3月31日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成27年3月31日(火)午後2時36分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	高 森 大 乗
委員長職務代理者	垣 内 恵美子
委 員	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	前 田 幹 生
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	上 野 守 代
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	川 島 俊 二

○日 程

日程第1 議案審議

- 第30号議案 東京都台東区教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- 第31号議案 東京都台東区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
- 第32号議案 東京都台東区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則
- 第33号議案 東京都台東区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
- 第34号議案 東京都台東区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 第35号議案 東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第36号議案 東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則

- の一部を改正する規則
- 第37号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則
- 第38号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則  
の一部を改正する規則
- 第39号議案 東京都台東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第40号議案 東京都台東区教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任につい  
ての一部改正について
- 第41号議案 東京都台東区教育委員会教育長の権限に属する区立学校職員の勤務等  
に係る事務の一部委任についての一部改正について
- 第42号議案 東京都台東区教育委員会事案決定規程の一部改正について
- 第43号議案 東京都台東区学校職員服務取扱規程の一部改正について
- 第44号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の服務監察規程の一部改正について
- 第45号議案 東京都台東区学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱  
規程の一部改正について
- 第46号議案 東京都台東区学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等  
に関する事務取扱規程の一部改正について
- 第47号議案 東京都台東区学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
- 第48号議案 東京都台東区教育委員会優秀教員奨励規程の一部改正について
- 第49号議案 東京都台東区立学校事案決定規程の一部改正について
- 第50号議案 東京都台東区石浜橋場こども園の管理運営に関する規程の一部改正に  
ついて
- 第51号議案 東京都台東区スクールバス運営規程の一部改正について
- 第52号議案 東京都台東区教育委員会優秀団体等奨励規程の一部改正について
- 第53号議案 台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

## 日程第2 教育長報告

### 1 協議事項

#### (1) 学務課

ア 退任学校医に対する感謝状の贈呈について

#### (2) 青少年・スポーツ課

イ 体育施設の事前使用承認について

ウ FULL COURT21大会実行委員会が実施する事業に対する後援について

### 2 報告事項

#### (1) 庶務課

ア 平成27年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

イ 後援名義の使用について

(2) 庶務課（事務局副参事）

ウ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う区規則の整備について

(3) 児童保育課

エ 子育て支援特別委員会における報告事項等について

(4) 指導課

オ 平成27年度教職員異動状況について

カ 家庭・地域での状況把握と家庭との一層の連携強化について（家庭訪問の実施）

3 その他

午後2時36分 開会

○高森委員長 ただいまから、平成27年第1回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、樋口委員にお願いいたします。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可をいたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

### 〈日程第1 議案審議〉

第30号議案

第31号議案

第32号議案

第33号議案

第34号議案

○高森委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

各議案の提案理由及び内容について、事務局各課ごとに説明をお願いします。

初めに、第30号議案を議題といたします。なお、関連する第31号議案から第34号議案についても一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、まず第30号議案、東京都台東区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、規定の整備をするものでございます。

なお、この後ご説明いたします4本の議案につきましても、改正理由及び施行期日は同じでございますので、この後の説明においては割愛をさせていただきますので、ご了承のほどお願いをいたします。

30号議案の新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条に「。以下「地教行法」という。」の、文言を加えます。

次に、第2条中「委員長」を「教育長」に改正をいたします。これは、新しい教育委員会制度におきまして、委員長職が廃止されるために行うものでございます。なお、本規則に規定されております「委員長」の文言につきましては、全て「教育長」に改正いたしますので、今後の説明は割愛をさせていただきます。

次に、第3条中、定例会の回数を、現行の「毎月1回」から「毎月2回」に改正いたします。

また、第3項につきましては、「地教行法第14条第2項の規定による、請求があった場合のほか、教育長が必要と認める場合において、これを招集する。」に改正をいたします。

恐れ入ります。次に、1枚おめくりをいただきまして、新旧対照表の2ページをご覧ください。

第2章の「委員長及び委員長職務代理者の選任方法」を削除し、併せて、そのことについて規定している第7条および第8条を削除します。

次に3ページをご覧ください。

第12条は会議時間を定めたものでございますが、現行の「午後1時から午後4時」と規定されている時間を、「教育長が定める」と改正いたします。

次に、第13条中、「出席委員」の文言を「出席する教育長及び委員」と改正いたします。これは、これまで教育長は教育委員の1人でしたが、新しい教育委員会制度においては、教育長として任命されますので、「出席委員」ではなく「教育長及び委員」と改めさせていただきます。

なお、本規則に規定されている「出席委員」や「欠席委員」など「委員」の文言については、すべて「教育長及び委員」に改正いたしますので、今後の説明は割愛させていただきます。

次に、2枚おめくりいただきまして、6ページをご覧ください。

第34条の第7号の「委員長の報告の要旨」の文言を削除いたします。

次に、第37条の「教育長の推せんする者を」を削除いたします。

次に、7ページの付則をご覧ください。

この規則において、定例会の開催回数や会議の時間については、平成27年4月1日から施行いたしますが、それ以外の条文については、新教育長が任命された時より効力を有する条文として、付則の第2項に列挙しております。

なお、この後説明する議案につきましても、同様の付則を規定しておりますので、説明は割愛させていただきます。

第30号議案についての説明は以上でございます。

次に、第31号議案、東京都台東区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条の「委員から」の文言を削除いたします。

次に、第2条第3項の「委員長が」の文言を「教育長が」に改め、「委員長から傍聴券を交付することができる」を「傍聴券の交付を受けて傍聴することができる」に改正いたします。

次に、第3条第2号ただし書の「委員長」の文言を「教育長」に改正いたします。

なお、この後の条文において、同様の改正を行っている箇所につきましては、説明を割愛させていただきます。

第31号議案の説明は以上でございます。

次に、第32号議案 東京都台東区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条の引用条文が「第26条第1項」から「第25条第1項」に変わりましたので、その部分を改正いたします。

次に、同条文の東京都台東区教育委員会教育長の後に「以下「教育長」という」の文言を加えます。

次に、同条第1号の法律名を「地教行法」に改正いたします。

次に、同条の第32号の引用条文が「第23条第8号」から「第21条第8号」に変わりましたので、その部分を改正いたします。

次に、同条第2項を新たに加えます。加える理由でございますが、改正法により、新教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する規定が新設されましたので、それに併せて同項を追加いたしました。

次に、第3条をご覧ください。

新しい教育委員会制度に関連した項目ではございませんが、ここで併せて改正をさせていただきます。

この第3条は、法で定められている教育委員会が本来、管理・執行する事務について、その事務を区長部局に委任している事項を定めている条文でございます。

第3号をご覧ください。現在は、下町風俗資料館や一葉記念館などの管理・運営について、区長部局（文化振興課）に委任しておりますが、ここに新しく開設した「たなか舞台芸術スタジオ」を加えるものでございます。

第32号議案についての説明は以上でございます。

次に、第33号議案 東京都台東区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

本則の引用条文が「第26条第1項」から「第25条第1項」に変わりましたので、その部分を改正いたします。

第33号議案についての説明は以上でございます。

次に、第34号議案 東京都台東区教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第4条の「東京都台東区教育委員会委員長印」の文言を削除いたします。

次に、新しい教育委員会制度に関連した部分ではございませんが、同条第4項の「または」を、漢字の「又は」に改正いたします。

次に、別表第1の表の中から「3 東京都台東区教育委員会委員長印」および「5 東京

都台東区教育委員会委員長代理印」を削除いたします。

恐れ入ります1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

別表第1の表に新たに「東京都台東区立こども園印」、「東京都台東区立こども園長印」、「東京都台東区立こども園長代理印」を加えます。

さらに、別表第1の表の最後に、新たに「東京都台東区立こども園割印」、「東京都台東区こども園契印」を加えます。

この改正は、新しい教育委員会制度に関連したものではなく、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴って行うものでございますが、ここで併せて改正をさせていただきます。

次に別表第2の表の中から「東京都台東区教育委員会委員長印」、「東京都台東区教育委員会委員長代理印」の印影を削除いたします。

さらに、別表第2の表の中に新たに「東京都台東区立こども園印」、「東京都台東区立こども園印」、「東京都台東区立こども園長印」、「東京都台東区立こども園長代理印」の印影を加えます。

また、別表第2の表の最後に、新たに「東京都台東区立こども園割印」、「東京都台東区立こども園契印」の印影を加えます。

第34号議案についての説明は以上でございます。

全5本の議案につきまして、よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか

(なし)

○高森委員長 それではこれより採決をいたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第30号議案から第34号議案については、原案どおり決定いたしました。

第35号議案

第36号議案

第39号議案から第42号議案

第44号議案

第48号議案から第52号議案

○高森委員長 次に、第35号議案を議題といたします。なお、関連する第36号議案、第39号議案から第42号議案、第44号議案、第48号議案から第52号議案についても一括して議題といたします。



まず、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第35号議案 東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、規定を整備するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

第10条、学務課の事務分掌の第7号につきましては、区立幼保連携型認定こども園条例の制定により、区立橋場保育園が、区立石浜橋場こども園となったことに伴い、項目を削除するものでございます。

児童保育課の事務分掌の第2号につきましては、新制度の開始により、家庭的保育事業等の利用についても、保育所と一体的な事務処理が必要となるため、包括した表記としたものでございます。

改正案の第5号につきましては、新制度の開始に伴い、家庭的保育事業等について、区が認可等を行うこととされたことにより、項目を追加するものでございます。

改正案の第7号につきましては、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の届出等の事務が都道府県から区市町村の事務となることに伴い、区の事業名称である「こどもクラブ」から、法律の事業名称に改めるものでございます。

本規則の施行日は、本年4月1日でございます。

第35号議案についての説明は以上でございます。

次に、第36号議案 東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本議案は、これまで、「保育所」及び「幼稚園」の2つの施設により構成されていた石浜橋場こども園が、単一の施設としての幼保連携型認定こども園とされたことに伴い、規定を整備するものでございます。

なお、この後ご説明する9本の議案につきましても、改正理由及び施行期日は同じでございますので、今後は割愛させていただきます。

それでは恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

別表に、非常勤栄養士の勤務場所として、幼保連携型認定こども園を加えるものでございます。

また、幼保連携型認定こども園に関連した改正ではございませんが、別表にございます特別支援教育支援員の報酬の額を、現行の「6,750円以内」から「7,000円以内」に引き上げる改正を行います。これは、人材確保を目的として行うものでございます。

本規則の施行日は、本年4月1日でございます。

第36号議案についての説明は以上でございます。

次に、第39号議案、東京都台東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

各規定に、本規則の規定に基づく管理運営を行う区立学校として、幼保連携型認定こども園を加えるものでございます。

第39号議案についての説明は以上でございます。

次に、第40号議案、東京都台東区教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任についての一部改正についてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、引用条文が、「第26条第3項」から「第25条第4項」に変わりましたので、その部分を改正いたします。

次に、教育長の権限に属する事務の一部を委任する者として、幼保連携型認定こども園長を加えるものでございます。

第40号議案についての説明は以上でございます。

次に、第41号議案、東京都台東区教育委員会教育長の権限に属する区立学校職員の勤務等に係る事務の一部委任についての一部改正についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

教育長の権限に属する区立学校職員の勤務等に係る事務の一部を委任する者として、幼保連携型認定こども園長を加えるものでございます。

第41号議案についての説明は以上でございます。

次に、第42号議案、東京都台東区教育委員会事案決定規程の一部改正についてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

各規定に、本訓令に基づく事案の専決をすることができる課長及び区立学校長として、幼保連携型認定こども園長を加えるものでございます。

第42号議案についての説明は以上でございます。

次に、第44号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の服務監察規程の一部改正についてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条に服務監察の対象となる施設として、幼保連携型認定こども園を加えるものでございます。

第44号議案についての説明は以上でございます。

続きまして、先に、第49号議案、東京都台東区立学校事案決定規程の一部改正についてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

各規定に、本訓令の規定に基づく事案決定の対象となる区立学校として、幼保連携型認定こども園を加えるものでございます。

第49号議案についての説明は以上でございます。

残りの議案につきましては、学務課長と指導課長がご説明いたします。

#### ○指導課長

それでは、第48号議案、東京都台東区教育委員会優秀教員奨励規程の一部改正についてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

第1条に奨励の対象となる教員の所属施設として、幼保連携型認定こども園を加えるものでございます。

第48号議案についての説明は以上でございます。

続きまして、先に、第52号議案、東京都台東区教育委員会優秀団体等奨励規程の一部改正についてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

第1条に奨励の対象となる団体として、幼保連携型認定こども園を加えるものでございます。

第52号議案についての説明は以上でございます。

なお、第50号議案および第51号議案につきましては、学務課長がご説明いたします。

#### ○学務課長

次に、第50号議案、東京都台東区立石浜橋場こども園の管理営に関する規程の改正についてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

石浜橋場こども園は、区立幼稚園と区立保育園から構成されておりましたが、本年4月より、単一の区立幼保連携型認定こども園になることから本規定の名称及び第1条の名称を変更いたします。

第2条はいわゆる認定こども園法において園長及び保育教諭を置くことが義務づけられたことにより、所要の規程整備を行うものでございます。

第3条は、単一の施設になることから削除するものでございます。

第50号議案についての説明は以上でございます。

次に、第51号議案、東京都台東区スクールバス運営規程の一部改正についてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第1号にスクールバスを使用する施設として、幼保連携型認定こども園を加えるものでございます。

次に、幼保連携型認定こども園に関連した改正ではございませんが、第3条の使用の申し込みについて、スクールバスを使用する学校・園と教育委員会、バス業者の間で、バスの運行内容をより明確に、かつ確実に共有するために、提出期限を現行の「14日前」

から「1月前」といたします。

また、併せて、別記様式「スクールバス使用申請書」を、より詳細に記入できるものに改めるものでございます。

第51号議案についての説明は以上でございます。

全12本の議案につきまして、よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 基本的に私は賛成をしますが、一つ、実態調査で質問がございます。例えば、36号議案の非常勤職員の報酬及び費用弁償について、当区の中学校、小学校、保育園、こども園で、派遣職員というのは教育委員会で雇われて、非常勤で仕事をしていただいているという認識でよろしいですか。

○児童保育課長 区立保育園でございますが、非常勤職員については、その方法で雇用して配属しているという状況でございます。ただ、児童保育課の中にも保健師がおりますが、一時期なかなか採用ができなくて派遣を受けた事例はございます。

○樋口委員 それは特例ですか。

○児童保育課長 例外的な扱いとして対応させていただきました。

○高森委員長 正式な名称の変更というところでは、「台東区石浜橋場こども園」が「台東区立石浜橋場こども園」になるという、このような理解でよろしいでしょうか。

○学務課長 そのとおりでございます。

○高森委員長 ちなみに、区内にはそれ以外のこども園が二つありますが、そちらの名称は正式には何になりますか。

○学務課長 「ことぶきこども園」と「たいとうこども園」につきましては、「台東区立ことぶきこども園」、「台東区立たいとうこども園」という、保育施設としての名称はございますので、それを使用しているという状況でございます。

○高森委員長 その二園については、今回この件には関わらないということですね。

○学務課長 そのとおりでございます。

○高森委員長 それでは、これより採決をいたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第35議案及び第36号議案、第39号議案から第42号議案、第44号議案、第48号議案から第52号議案については、原案どおり決定いたしました。

### 第37号議案

○高森委員長 次に、第37号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは第37号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本案は、台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正に伴い、幼稚園教育職員の病気休暇、この看護のための休暇、短期の介護休暇について改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第16条第2項につきましては、これまで病気休暇の取得期間について「必要最低限の期間」とする規定しかなく、運用上90日までとしていたものを、明文化したものでございます。

第16条第3項につきましては、同一の疾病の場合、その間が1年間あいていなければ前後の病気休暇の期間を合算するとしたものでございます。

第16条第4項につきましては、病気休暇日を90日間取得して復職した後、1年間は同一の疾病による病気休暇は認められないものとするものでございます。

第29条の2及び3につきましては、この看護のための休暇と短期の介護休暇について、これまで取得単位は1日または半日とされておりましたが、1時間単位で取得できるものとなります。

3ページになりますが、別記様式第3号につきましては、平成26年度給与改定により、管理職員が災害への対処、その他の臨時又は緊急の必要により、平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合における管理職員特別勤務手当の額が定められたことに伴い、必要な欄を追加したものでございます。施行日は平成27年4月1日となっております。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 この第16条のご説明で、これまで90日だったところを明文化したというご説明でしたが、この第3項、第4項の新設に関しても基本的にこれまでの運営状況を踏まえて明文化したものであって、より厳しくなったとか、そういうことではないということだけ確認させてください。

○指導課長 今までも運営上はそのような形になっておりますので実際には、変わりはないと認識しております。

○末廣委員 全体的に職員に有益なように改定されていると受け取ってよろしいですか。

○指導課長 特に第29条の第3項などは、1時間単位で休暇がとれますので、かなり配慮されている内容かと思っております。

○末廣委員 現行ではこの1時間単位というのはなかったのですね。

○指導課長 そのとおりでございます。

○高森委員長 この改正案の部分はほかの公務員も全て同じ扱いという形になるのでしょうか。

○指導課長 正規職員の場合は同じでございます。

○樋口委員 利用するには自己申告ですか。それとも診断書等が必要になるのですか。

○指導課長 診断書をもって判断をしていくということでございます。

○樋口委員 今日利用したいという場合でも診断書を出さないといけないということですか。

○指導課長 診断書を出すことが難しいような場合は、診断書の日にかまひでさかのぼって認めるということになります。

○高森長委員 ほかがございませんでしょうか。

(なし)

○高森長委員 これより採決をいたします。

第37号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

### 第38号議案

○高森委員長 次に、第38号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第38号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本案は初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正に伴い規定を整理する必要が生じたための所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第10条の2につきましては、勤務成績に応じて決定される昇給の区分について、戒告、減給又は停職の処分を受けたものにあたっては、昇給の号給数を4号給とみなすものでございます。

なお、施行日は平成28年4月1日となっておりますが、対象となる処分の判定期間が、平成27年4月1日から平成28年3月31日であるために、今回改正を行うものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、これより採決いたします。

第38号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、本案については、原案どおり決定いたしました。

#### 第43号議案

#### 第45号議案

#### 第46号議案

#### 第47号議案

○高森委員長 次に、第43号議案を議題といたします。なお、関連する第45号議案から第47号議案についても一括して議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは第43号議案、東京都台東区学校職員服務取扱規程の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、この度、東京都における非常勤職員制度の見直しにより、特別職の非常勤職員として任用されていたものを一般職非常勤職員として任用されることに伴いまして規定を整備するものでございます。

なお、この後ご説明をいたします3本の議案につきましても、改正理由及び施行期日は同じ状況でございますので、共通事項につきましては割愛をさせていただきます。ご了承願います。

それでは、第43号議案の新旧対照表をご覧ください。

1枚目の第5条につきましては、服務取扱規定の対象に、一般職非常勤職員を加え、職員証の様式を定めるものでございます。

第8条は、一般職非常勤職員が年次有給休暇等の申請をする際の、様式について定めるものでございます。施行日は平成27年の4月1日でございます。

次に、第45号議案、東京都台東区学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について、ご説明申し上げます。

こちらも新旧対照表をご覧ください。

職務に専念する義務の免除対象者に、一般職非常勤職員を加えるものでございます。

続きまして、第46号議案、東京都台東区学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について、ご説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条3は、兼業・兼職の許可等対象者に、一般職非常勤職員を加えるものでございます。

第4条につきましては、一般職非常勤職員の兼業の許可権者を学校長とするものでございます。

続きまして、第47号議案、東京都台東区学校職員出勤簿整理規程の一部改正について、ご説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条は、対象に一般職非常勤職員を加えるものでございます。

また、別表をご覧いただければと思います。左側の改正案でございますが、51番傷病欠勤、52番介護欠勤、53番勤務を割り振られない日を加えるものでございます。

非常勤職員制度の見直しに関連した改正ではございませんが、別表、1枚目お戻りいただきまして左側、36番配偶者同行休業を加える改正もあわせて行います。これは、区職員に配偶者同行休業制度が導入されることに伴う改正でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 これより採決をいたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第43号議案、第45号議案から第47号議案については、原案どおり決定いたしました。

### 第53号議案

#### 〈日程第2 教育長報告〉

#### 2 報告事項

##### (1) 庶務課 ア

##### (4) 指導課 オ

○高森委員長 次に、第53号議案を議題といたします。なお、関連する教育長報告の報告事項、庶務課のア及び指導課のオについても一括して議題といたします。

まず、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、庶務課から、まず第53号議案、台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について、ご説明をさせていただきます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第7項より第34条の規定に基づきまして提出をさせていただいたものでございます。

まず、教育委員会への採用・昇任・転入・内転についての発令でございます。表形式になってございますが、議案の2枚目、3枚目をご覧いただきたいと存じます。こちらにつきましては、発令年月日は、平成27年4月1日でございます。

内容につきましては、表のとおり、採用・昇任・転入・内転、それから、係長クラスの退職でございます。

また、表の1番下に、本日3月31日付で退職する職員を計算してございます。



次に、報告事項でございます。資料4をご覧ください。こちらは、主任主事と一般職員の人事異動の内容ということでご報告をさせていただいているものでございます。

4ページにわたってございますけれども、内容のほうは後ほどご確認をいただければと存じます。

庶務課からの第53号議案のご説明と報告事項の資料4についてのご説明は以上でございます。

○高森委員長 次に、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、私から報告事項、指導課のオ、平成27年度教職員異動状況につきまして、ご報告を申し上げます。

平成27年度教職員人事異動の状況でございます。資料8をご覧ください。資料8をご覧ください。

個々の説明は省略させていただき、昨年度との比較で、今回の特徴的なところについて、ご説明をさせていただきます。

まず1点目でございますが、二つ目の表、4級職異動についてでございますが、主幹教諭の定数確保という動きもあり、主幹教諭への昇任者が多くございました。指導教諭につきましても、平成26年度は1名のみでございましたが、平成27年度は3名を加えまして計4名になるところでございます。

それと、もう一つの傾向といたしましては、外転出と外転入の数が、昨年度よりも若干少なかったという点と、新規採用の教員が昨年度よりも少し多かったという点がございます。こちらにつきましては、特に大きな要因はないと思っております。

なお、小・中学校の県費負担教職員につきましては、明日の一般紙に掲載をされる予定でございますので、それも含めてよろしくお願いをいたします。

私のほうからは以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員長 今年は新規採用が多いということですが、割合としては、何パーセントくらいになりますか。

○庶務課長 一般職員や保育士につきましては、今年は特に保育士の採用人数が昨年に比べると、だいぶ少なくなったかなというところがございます。

それから、新規採用職員の数が去年よりも若干増えたかと思っております。比較的、女子の採用割合が年々増えてきているという、大きな傾向としてはそのようなところでございます。

○指導課長 教員につきましては6パーセントぐらいと認識してございます。

○高森委員長 多くなってきたということですが、若い先生方へのご指導も、手厚くお願いいたします。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 では、これより採決をいたします。

第53号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、本案については、原案どおり決定いたしました。

また、報告事項の庶務課のア及び指導課のオについても報告どおり了承願います。

## (日程第2 教育長報告)

### 1 協議事項

#### (1) 学務課 ア

○高森委員長 それでは、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いいたします。

初めに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 資料1に基づきまして、退任学校医に対する感謝状の贈呈について、説明を申し上げます。

資料をご覧のとおり根岸小学校・根岸幼稚園の学校歯科医、大村隆司先生、竹町幼稚園の学校歯科医、山本佳先生、柏葉中学校の学校薬剤師、壽山滋先生におかれましては、一身上の都合によりまして、3月31日付をもって退任されます。

つきましては、これまでのご功績をたたえ、感謝状をお送りしたいと存じますので、ご協議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

#### (2) 青少年・スポーツ課 イウ

○高森委員長 次に、青少年・スポーツ課のイ及びウについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、体育施設の事前承認について、ご説明申し上げます。

お手元の資料2をご覧ください。

荒川河川敷運動公園運動場につきまして、足立区観光交流協会より、第37回足立の花火の準備及び花火大会会場として、野球場及びサッカー場の事前承認申請がございます。

本年は7月19日、日曜日に開催予定でございまして、7月20日、月曜日が予備日となっております。打ち上げ場所等につきましては、今のところ変更はなく、例年どおりの内容で実施予定と伺っております。

以上につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

次に、ウのFULL COURT21大会実行委員会が実施する事業に対する後援について、ご説明させていただきます。

本件は今回初めての申請でございまして、事業の目的は、全日本レベルのトッププレイヤーが集まる大会におきまして、「観るスポーツ」を通じて、本物のスポーツの素晴らしさやスポーツへの関心を高めることを目的とした大会でございます。

本大会は、日本ではまだ浸透していない新しい形式で行われるバスケットボール大会であり、今大会の優勝者は8月にニューヨークで行われる世界大会への出場権が得られることとなっております。

また、本事業につきましては、大会映像に観光資料を取り入れ、各種媒体を通じて区の魅力を発信することから、台東区のフィルムコミッションも協力しております。

つきましては、本大会のスポーツ振興やトップレベルの技術などの本物の迫力を見る機会を提供するという観点から、後援名義の使用につきまして許可をいたしたいと考えているところでございます。

よろしくご協議の上、ご決定いただければと思います。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、青少年・スポーツ課のウについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 花火大会は1日ですね。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○樋口委員 貸出期間についてですが、区民のスポーツ施設がない中で、花火大会1日のために、1週間貸し出すのは例年のことですか。

○青少年・スポーツ課長 例年、会場にテントを張ったり準備をしたりする関係がございまして、この期間となっております。

○樋口委員 どうしても1週間必要だと。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○樋口委員 お互いさますから仕方ないですね。わかりました。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 次に、協議事項、青少年・スポーツ課のウについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員長 下谷小学校の校庭は使える状況にあるのでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 現状で構わないと主催者の側は言っております。

○高森委員長 そうですか。もう視察されているわけですね。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○樋口委員 バスケットは大丈夫ではないでしょうか。アスファルトというか、要するに、ものすごいやわらかいコートですよ。昔は運動場として使っていたわけですし。あの場所は平らですよ。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○高森委員長 凹凸があったりしませんか。

○青少年・スポーツ課長 それは大丈夫だと思います。

○樋口委員 問題はトイレですね。観客はどうするのか。それに脱衣所とか。参加者100名を見込んでいるそうですが、どうするのでしょうか。主催者の問題になりますよね。学校内の施設は使えるのですか。

○青少年・スポーツ課長 学校内の施設は使わないということでございます。

○高森委員長 トイレも使わなくていいのですか。

○青少年・スポーツ課長 学校内のトイレは使わないと聞いております。

○垣内委員 ご自身で設置するという感じでもないですね。これまでこういった大会を実施してきた実績はあるのでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 今回のFULL COURT21の大会が日本で行われるのは初めてと伺っております。人数、来場者、参加者や観客等も含めまして、相当の人数が予想されますが、申請者側からは、警備などの運営スタッフについて、十分に配慮すると伺っております。

○垣内委員 事業予算書には、警備費が25,000円で、5,000×5名＋ボランティアスタッフと書いてあって、効率的というより、むしろ逆に少ない感じもしていますが、大丈夫なのでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 組織自体がボランティア中心の組織で、予算も多くないので、ボランティアスタッフを多く要することで、費用のあまりかからない形で警備していくということでございます。

○樋口委員 選手が100名で、トータルの来場者が250名ということですね。あの場所に250名も入らないと思いますし、入るとしてもバスケットを行うのは難しいと思います。旧下谷小学校は、すぐその場所で間違いないですよ。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○樋口委員 試合の参加者が100名いますから、当然準備をする場所が必要になると思いますが、校舎内を使わないとなると、トイレや着替えをどうするのか。青空の下で着替えることになるのか。

区役所の施設を開放して、トイレを利用してもらうこともあり得るのか。

○青少年・スポーツ課長 着替えはテントを用意すると伺っております。

バスケットも、フルコートではなく、ハーフコートで行います。基本的には250名、旧

下谷小学校の校庭の中に全員入れると聞いております。

○末廣委員 実際、トイレはどうするのでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 区役所の1階のトイレをお使いいただくという形を想定していると聞いております。

○垣内委員 スポーツをやるので、もしものときの緊急のAED、それから、普通、人が100人規模で集まりますと、医療チームとまでは言いませんが、多少なりとも専門家を入れたりするものですが、そういったロジスティクスについては、何か説明はありましたか。

○青少年・スポーツ課長 医療チームまでは用意していませんが、AEDにつきましては、区役所の1階にAEDがございますので、緊急時にはお使いいただけるかと思っております。

○垣内委員 近隣の医療機関との連携は考えていますか。

○青少年・スポーツ課長 確保はしておりませんが、緊急の際には近隣の病院をご案内することになると思います。

○高森委員長 情報提供はするのですね。

○樋口委員 上野消防署が近くにありますので、電話をすればすぐに来ていただけると思います。

○末廣委員 主催者が、近隣の医療機関と連携すると言っているのですか。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○末廣委員 具体的にどこと連携するのか、その点についてはこれから詰めていくのは確実ですか。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○和田教育長 多くのご指摘をいただきましたが、今の医療機関との連携、これは具体的にどこの医院と連絡をとっているのかということ、また、実際に250名という集客の根拠は何なのかということ。

というのは、それより多くなる可能性も当然あるわけで、その根拠がどうなっているのか。それから周知方法について、もう少し具体的に、どの程度のことを周知しているのか。それを確認していただきたいということ。

それから、他団体への共催の中で、タチカラホールディングスという企業が入っていますが、例えば、このオリジナルバスケットボールの上部団体や、日本バスケットボール協会とコラボレートした実績など、そういうものがあるのかどうか。前の大会は、どのような形で、どこでやったのか。その辺は、もし情報があるのであれば主催者に説明を聞いたほうが良いと思います。

○青少年・スポーツ課長 今いろいろとお話をいただいたことは主催者ともよく話し合っており、事故のないような形で大会運営を促していきたいと思っております。

また、この大会は、アメリカ等では実績があるのですが、日本では全く実績がないということで、大会が日本で開催されるのは今回が初めてで、世界大会に日本から選手を送り

込む予選会の位置づけだと聞いております。はじめてのことですので、確実な運営ができるよう指導していきたいと考えています。

○和田教育長 もう1点。旧下谷小学校が選ばれた理由を教えてください。

○青少年・スポーツ課長 この大会は、屋外でやることを原則としておりますので、区内の体育施設に、屋外でバスケットボールをできる施設がございません。そのため、どこかできそうなところはないかということで探した結果、開催できそうな学校はありましたが、時期的に開催は難しいということでしたので、廃校の中から旧下谷小学校を紹介したところ、この場所であれば大会を開催できるということでしたので、決めさせていただいたという経緯でございます。

○樋口委員 教育委員会が後援名義を出す以上は一定の責任が関わってきます。

トイレの問題、競技場の問題、脱衣の問題。それから別の視点からもう一つ。バスケットのゴールを立てる必要があると思いますが大丈夫ですか。

○青少年・スポーツ課長 バスケットゴールは、可動式のものがございます、既に旧下谷小学校にはございますので、そちらをお使いいただくということでございます。

○樋口委員 雨天時は上野小学校となっておりますが、これは承認されている話ですか。

○青少年・スポーツ課長 主催者が上野小学校のコミュニティと関わり合いがあるということで、コミュニティ枠の中で上野小学校を使うと聞いています。

○垣内委員 3月3日に既に上野警察も含め、事前説明を行っているということですが、説明内容については、十分把握されているのでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 上野警察からは、区役所と旧下谷小学校の間の道路に人があふれますと、非常に交通上、障害がありますので、人が出ないような形で、交通に支障がない形で運営をするようにと指導されていると聞いております。

○垣内委員 それは、うまくいきそうだという感触をお持ちだということによろしいでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○庶務課長 教育委員会の運営事務局の立場からお話をさせていただくのですが、これまでの委員会の中でも、共催名義、後援名義の申請についてご協議をさせていただいて、各委員から、こういう点についてどうなんだということで、ご決定まで至らないという状況も、これまでございました。

そういったときには、各委員から出されたご意見、疑問点を所管課のほうで、もう一度その事業の主催者のほうに確認をして、教育委員会が共催なり後援をするなりにふさわしいという再確認をとった上で、各委員の方々にフィードバックさせていただいて、その時点で後援のほうをご決定いただくというプロセスを慣例としてとっておりますので、この件につきましても、いろいろなご意見をいただいておりますので、そのようなプロセスをとっていただければいかがかという提案でございます。

○生涯学習推進担当部長 さまざまなご意見をいただきまして、ありがとうございます。

今の点を十分に踏まえて、主催者側ともう一度確認して、後援をする以上は、それなりの責任がありますので、その辺りのことをしっかりとやった上で、再度この場でご協議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○高森委員長 それでは、まず、青少年・スポーツ課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思います。

それから、ウについてはどうしますか。

○樋口委員 持ち回りでいいと思います。

○青少年・スポーツ課長 この件については、ペンディングにさせていただきまして、後日、持ち回り等の形式でご決定いただくようにしたいと思います。

○高森委員長 それにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (2) 庶務課 イ

○高森委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局、各課ごとに報告をお願いします。

まず、初めに庶務課のイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、後援名義の使用について、ご説明させていただきます。

資料は5でございます。

資料の後援名義につきましては、庶務課、生涯学習課、いずれも継続分ということでございます。

庶務課につきましては、台東区芸術文化財団が主催いたします平成27年度の奏楽堂日本歌曲コンクールほか1件の2件でございます。

生涯学習課の取り扱い分といたしましては、一般社団法人遊心が主催いたします、「うえの遊キッズ～親子で一緒に毎日自然遊び～」講座ほか1件の2件でございます。

都合4件、継続の後援名義使用でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 継続案件だということですので、今回は、どのような成果があったのか。簡単に結構なので補足していただけますでしょうか。

○庶務課長 庶務課の取り扱い分の、芸術文化財団の日本歌曲コンクールでございますが、日本歌曲のクラシック歌手の登竜門というような位置づけになっておりまして、ここから徐々にステップアップをして、世界に羽ばたいているソリストなども出ております。そういった意味では日本の音楽、歌曲を支えているようなコンクールで、非常にレベルの高いコンクールでございます。

それから、リレー・フォー・ライフ・ジャパン2015東京上野についてでございますが、がんの撲滅とがん患者の支援ということで、台東区や東京都、厚生労働省等も後援をしております。毎年、アグネス・チャンさんがイベントに積極的に参加をさせていただきまして、上野公園の噴水広場で、がんに関するさまざまなイベント、さまざまな啓発活動を行っております。上野公園の土日ということで、参加者も非常に多く、新聞報道等でも取り上げているという内容でございます。

○生涯学習課長 生涯学習課取り扱い分の「うへの遊キッズ～親子で一緒に毎日自然遊び～」についてですが、昨年、後援をいただきました2014年に実施したものにつきましては、年間で431名のご参加をいただいたというところです。上野公園は身近な公園で、自然の中から発見があったり、子育て中の家庭で子供と親がともに自然について親しむ、身近なところでそれを感じる機会として、生き物、いのちというようなことにも気づきが行われたと感想をいただいているという内容でございます。

もう一つ、家庭倫理講演会につきましては、長い歴史を持って行われているところでございますが、今年は「生き抜くちから」がテーマで、毎年、一定のテーマのもとに講演等が行われて、社会の中でともに生きていくというようなことが、この講演によって継続的に行われていると感じます。今年も、教育委員会の後援をいただき、より広く周知を図りたいという申請でございます。

以上でございます。

○樋口委員 家庭倫理講演会に関して、具体的な講演者や講演の演題は聞いているのですか。

○生涯学習課長 講演者には松本先生を九州からお招きしまして、90分の講演をしていただきます。日常の活動の中で会員の方が体験したことをご報告されるというような内容になっております。

○高森委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、庶務課のイについては、報告どおり了承願います。

## (2) 庶務課(事務局副参事) ウ

○高森委員長 次に、庶務課(事務局副参事)のウについて、事務局副参事、報告をお願いします。

○事務局副参事 それでは、報告事項ウ、子ども・子育て支援新制度の実施に伴う区規則の整備について、ご報告いたします。

明日、4月1日より開始いたします新制度の事務を行うため、教育委員会が区長から委任を受けて行う事務について、関係する区規則が公布されましたのでご報告をいたします。

資料6をご覧ください。

前回の教育委員会開催日以降に公布された区規則と、その公布日は表のとおりとなります。



す。それぞれの規則に規定した主な内容について、ご説明いたします。

項番1、東京都台東区子ども・子育て支援法に基づく利用者負担に関する規則でございます。この規則は、子ども・子育て支援法に基づく給付を受ける私立幼稚園と、地域型保育事業を利用した場合に、保護者が支払う利用者負担額について区が定めるものでございます。

利用者負担額については、私立幼稚園は1月30日に、地域型保育事業は昨年9月5日の教育委員会で報告した保育料額を定めてございます。

項番2、東京都台東区児童福祉法施行細則については、主に放課後児童健全育成事業に関する届け出と、小規模保育事業などの家庭的保育事業の認可の事務に係る手順やその様式を定めております。

項番3、東京都台東区認定こども園に関する規則につきましては、この規則は、前回の教育委員会において学務課長から協議事項としてご説明した区立認定こども園について、区規則として規定したものでございます。

規定の内容は表中のとおりでございます。いずれの規則についても、施行日は平成27年4月1日となっております。

報告は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、庶務課（事務局副参事）のウについては、報告どおり了承願います。

### (3) 児童保育課 エ

○高森委員長 次に、児童保育課のエについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、子育て支援特別委員会における報告事項等についてご報告させていただきます。

資料は7をご覧ください。

区議会の子育て支援特別委員会における教育委員会関係の審議報告の状況等でございます。昨年12月の第四回区議会定例会、本年2月及び3月の第一回区議会で開催されました同委員会の状況をまとめて報告させていただきます。

まず、12月3日開催分では、区立幼稚園、保育園の保育料関係の条例の審議がございましたが、いずれも原案どおり可決をいただいております。

資料13ページをご覧ください。

2月9日開催分では浅草こどもクラブの移転、今戸こどもクラブ開設に係る条例改正についてご審議をいただき、原案どおり可決いただいております。

次に、資料16ページをご覧ください。

3月19日開催分につきましては、平成27年度の補正予算関係で27年度内に認可保育所を

整備することについて、ご報告させていただき、ご了承いただいております。

その他の内容につきましては、教育委員会に審議、ご報告等をさせていただいている内容でございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 今日の新聞で、目黒区で保育所開園という予定で園児募集をしたところ、子供の声が騒音になると、住民の反対運動が起こってしまい、結局、保育所が開設できずに募集を止めたという話がありました。

近隣住民の問題は避けられないので注意していかないとはいけません。ご近所には上手く了解を得ていく必要があると思います。

この話では、行政が一方的に説明もなく開設してしまったという言われ方をされていて、反対運動や署名運動も起こったという話です。近隣住民に十分ご理解をいただくことは、とても重要なことだと思いますので、配慮をしていただきたいと思います。

○末廣委員 台東区で、保育所などを建てるときに、うるさいからという理由で反対運動が起きたことはありますか。

○児童保育課長 今年一年間、誘致開設させていただいた案件については、そういったご意見等はいただいておりますが、現状、民間施設をお借りして整備することが多くなってまいりますので、まず、ビルのオーナーさんにご理解をいただかなくてはならないところと、園庭のない施設としてオープンするケースが多くなりますので、公園等を利用することが増えてきます。そういった場合には、公園の近隣についても十分周知をするということについては、事業者に対してお話をさせていただいているという状況でございます。

○末廣委員 綿密にやらないといけませんね。

○庶務課長 補足でございます。私が児童保育課長のときに、蔵前四丁目にアスク蔵前という認可保育所を誘致いたしました。

今もそうだと思いますが、誘致にあたって、計画段階で相談があったときには、当然、近隣の方々の合意も取りつけているということを経験しております。

ただ、そうは言っても実際に話が進んでいく中で、やっぱりうるさい、やっぱりうちは迷惑だということが、アスク蔵前でもございました。

そういったときは、業者任せということではなくて、教育委員会も現場の人たちのご意見を聞いて、調整ができるところは調整させていただいて、建物の造作をかなり変更したということもございます。

教育委員会としては、先ほど末廣委員、樋口委員のご指摘も踏まえて、誘致にあたっては地域と業者の間に立って、地域から理解され、協力していただける施設の誘致ということ意識してこれまでやってきたところでございますので、今後も、そういったスタンスでと考えているところでございます。

○樋口委員 5年ほど前に、谷中のコミュニティセンターでラジオ体操をしていたときに、

今朝まで働いていて、これから寝ようとしているのに「うるさい」といって止めに来た方がいました。こちらが良かれと思ってやっていることでも、近隣住民のそれぞれのライフスタイルがあるので、お互いに理解するということが重要なんだと思います。

○高森委員長 ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、児童保育課エについては、報告どおり了承願います。

#### (4) 指導課 カ

○高森委員長 次に、指導課の力について、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、家庭・地域での状況把握と家庭との一層の連携強化について、こちらは家庭訪問を実施していきたいという内容のご報告をさせていただきます。

資料9をご覧ください。

先ごろ、川崎市では大変痛ましい事件がございました。このような事件を、今後は絶対に起こしてはならないという認識を強く持っているところでございます。

川崎の事件については、一部報道によりますと、当該生徒は1月から不登校が続いていたようです。その段階で何らかの対応をしていけば食い止めることができたのではとの報道もございました。改めて、児童生徒の欠席状況を把握することが大切だと思っております。

そのためには、家庭での様子などを知っておくことで、生活指導における重大事件などを未然に防止することや、いざというときの緊急時の対応もできると考えてございます。家庭と学校との連携が今後ますます求められているところでございます。

そこで、具体的な手だての一つといたしまして、資料9にございますように、平成27年度に小・中学校全校を対象に家庭訪問の実施を校長にお願いしたところでございます。

通常、各学校では、保護者会や授業公開をはじめ、個人面談や家庭訪問など、家庭との連携の機会をできるだけとるように計画をしておりますが、実際に家庭に伺って、家庭の様子や保護者の方の子供へのお願いや思い、通学経路や自宅周辺の状況などの把握は大変重要かと思っております。教育は学校だけではできません。家庭とのきずなと連携、これがやはり基本となります。

今後も引き続き、家庭訪問の実施を含めたさまざまな機会を捉え、家庭との連携をさらに強固なものにしていくよう努めてまいります。

報告は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 この文書に書かれている1、2、3というのは、従来から家庭と学校との連携で、基本的にやっていることだと思っておりましたが、今までこういうことはあまりやってこなかったのですか。

○指導課長 まず、この3につきましては、徹底するように繰り返し指導し、学校も対応

をしているところでございます。

ただ、家庭訪問の実施につきましては今年度は、小学校で7校、中学校で2校の実施という状況です。それにかわる個人面談や三者面談等はその分充実させてはおりますけれども、実施状況としてはそのような状況でございます。やはり、ご家庭に行ってみて初めてわかることもございます。幅広い視野で当たることが重要かと考え、今回このような文書で出させていただいたという状況でございます。

**○末廣委員** 最近の社会の風潮として、家庭訪問を嫌がるご家庭が結構あるのではないかと思います。その辺りのパーセンテージはわかりますか。

**○指導課長** 具体的な数については十分把握をしておりますが、例えばそのようなご家庭につきましては、玄関に入らずに家の前まで行って、通学経路や周りの環境などを確認させていただきたいという形で対応している学校もあると聞いております。

ご家庭に一定のご理解をいただくようお願いをしていくとともに、どうしてもご理解をいただけない場合には、近隣の確認や、個人面談等の対応をまずはしていきたいと考えてございます。

**○樋口委員** 各教室の中で、児童生徒たちのつき合い方を可視化する方法があります。可視化をすると、それぞれの子供の位置づけと、中心に誰がいるのか、それをネットワークで結んでいくと、クラスの状況がわかるのではないかと思います。

いじめの認識で教員が現場で見つけられる率は15%~20%くらいと聞いています。

可視化をして、クラスの把握をし、孤立している子供を早く見つけて、集中的に対応することが重要だと思います。

**○指導課長** 委員ご指摘のように友達関係がどうつながっているのかについては、学級経営の一つの手法だと思いますので、その辺りのことも研究しながら、学級をどうつくっていくのかということをご指導していきたいと思っております。

**○高森委員長** 私の子供のころは、家庭訪問が当たり前にあった時代でしたが、今はほとんどない状況ですから、家庭訪問をはじめるとなると、先生方の負担は最初はたいへんなところがあるかと思います。そのあたりの配慮もお願いしたいです。

また、保護者に、学校から家庭訪問を始めますという通知だけではなくて、教育委員会からも何か文書などを出したほうがいいのかという気がします。全体の総意として動いていますという形を示したほうが、家庭としても納得できると思います。

子供が不幸な事件に巻き込まれている報道を聞くと、児童相談所の相談員などが家庭に訪問しても門前払いで追い返されてしまうような、そういったケースも随分とあるようですので、その場合には先生方の時間的なロスになりますし、精神的な負担も大きいのではないかと思いますので、是非そのあたりをお考えいただければと思います。

**○指導課長** P T A連合会にも働きかけて、学校と協力していただけるように働きかけをしていきたいと考えてございます。

**○末廣委員** 不登校の子供の状況、また人数について、リアルタイムに把握していますか。

○指導課長 毎月、各学校から人数と状況について報告を上げてもらっております。また、対応の内容についても、指導主事が学校に連絡を入れておりまして、確認をしているところでございます。

来年度につきましては、もう少しわかりやすい、これまでの対応を記録したカルテのような、状況がわかるような報告を既にお願いをしているところでございます。学校と教育委員会が連携をとりながら対応していきたいと思っております。

○末廣委員 子供独自のカルテのようなもので、記録がきちんとできるという意味ですよね。

○指導課長 そうです。一人一人の状況です。

○高森委員長 文書本文の3段落目に「不審者」という言葉がありますが、不審者というのは、実は非常にあいまいな言葉で、子供にとっては、何ををもって不審者と判断するのかということがわかりづらいと思っております。そのあたりの教育も必要かなという気がいたしました。

○和田教育長 今回このような文書を出させていただいた背景として、川崎市での事件がきっかけにはなっておりますけれども、実態として考えると、学校と児童生徒の関係、様々なトラブル等も見ますと、実際に保護者の方たちとの対応が基本的には重要な部分になってまいります。

その際に、家庭状況について三者面談を学校でやっているだけでは全然つかめていない状況があります。どういう家庭なのか、家の中に上がらなくても、どういう雰囲気のところに住んでいるのか、そういうところを担当の教員が知っているか知っていないかだけで、かなりイメージの大きさが違うだろうと思っております。

そのために、まず、最近はかなり簡略化されてきていますが、家庭訪問については、ぜひもう一度その価値を見直してもらいたいということで行いたいと思っております。

これは先ほどから、各委員からもご指摘がありましたように、今のご時世で家庭側がこの家庭訪問に対してどういう対応をしてくるのかということについては、非常に私どもも慎重にやっていかなければならないと思っております。

ただし、私たちが子供の頃の、先生が家に上がって、テーブルでお茶を飲んでお菓子を食べてと、そういうことは全然イメージしておりません。最低限のルールといたしまして、まず家には上がらない。玄関先で保護者の方、あるいはご家族の方とお話をする。家族構成などを聞く。そういうことで最大10分から15分の時間で行います。そのようなルールをしっかりと守りながらやってもらいたいと思っております。

実際、非公式に現場にこの話をしてみましたが、非常に抵抗が大きいのも事実です。それはご案内のように、年間の授業時数等についてかなりきっちりと決められていて、教育課程の中に、この家庭訪問という内容が盛り込んでいなければできないというのがここ数年の実態としてあるわけです。ですから、今の時期にこのことをお願いしても、すぐに全て実現できるとは私どもも考えておりません。ただ、この姿勢を学校現場の先生方が十分

その意義を認識してもらいたいということでの意味合いもあつてのことです。

初年度となる平成27年度に、どの程度まで浸透できるかは分かりませんが、教育委員会としては、先ほどのご指摘もあつたように教育委員会としての考えでこれを進めたいということをお前提としながら、校長先生、保護者の方たちにもお示しをしていきたいと思つておるところです。

○垣内委員 趣旨はよくわかりましたが、全てやるということではなくて、ある程度焦点を絞つて、各校の状況に応じて、先生方の考えに沿つて優先順位を決めて行つていくという、そういう理解でよろしいですか。

○和田教育長 基本的には全家庭を対象に行つたということが前提になるかと思つています。と言つていますのは、最近、生活格差、教育格差という言葉が飛び交つていますがけれども、状況を見て、福祉的な対応が必要な家庭もあると思つています。従来であれば、学校だけではわからない面もありまして、家庭訪問を行つた上での教員からの情報を、区として察知できれば、ある程度、緊急的な福祉対応も可能になるのではないかという思いも込めておるところです。

これはぜひとも全家庭で行いたい。ただし、毎年全てということが現実的かどうかはわかりません。そのことについてはよく考えさせていただきたいと思つています。

○高森委員長 ほかにいかがでしょう。

(なし)

○高森委員長 それでは、指導課の力については報告どおり了承願します。

そのほか、何かございますでしょうか。

○庶務課長 明日から平成27年度がスタートいたします。教育委員会制度につきましても、地教行法の改正により、明日から新しい制度がスタートいたします。区長の主宰で総合教育会議が設けられること。その総合教育会議の中で、教育行政の大方針たる大綱が決定されること。教育委員長と教育長の職責を一本化した、いわゆる新教育長の任命などが大きな点でございます。明日から新制度が始まるということで、それに向けて各区の動きが若干出てきておるところもございます。

本区におきましては、新教育長の任命時期をいつにするかということがございます。一般的なパターンでいきますと、新制度のスタートに合わせて、4月1日に新たな新教育長を任命する。もう一つのパターンは、現在の教育委員長の委員長としての任期が満了する時点で任命をするというのがございます。それからもう一つのパターンが、現在の教育長の教育委員としての任期が満了する時点で新教育長に任命するというパターンがございます。23区もこのうちのいずれのパターンをとろうかということで、これまで各区が検討を重ねてきたところがございます。

本区におきましても、区長が議会の同意を得て新教育長を任命するということになっておられますので、事務局から区長部局にそういったパターンをお示ししたり、各区の状況も情報提供して、区長部局で新区長にご確認をいただきました。現時点では少なくとも4月1

日の時点での新教育長の任命はしないということで、今お話をいただいているところでございます。

今後につきましては、新年度に入って区長と教育委員の皆様方で総合教育会議を開いていただきますので、当然総合教育会議の中でも議題になると思いますので、その辺りは新区長のご判断というところになってまいります。

ちなみにほかの自治体の状況は、東京都がこの平成27年の第1回定例会で、新たな新教育長を任命してございます。23区におきましては、足立区がやはりこの第1回定例会で新たな方を新教育長に任命するという形で、4月1日から新教育長でスタートいたします。江戸川区は同じ方ですけれども、新教育長として再任をするという形で4月1日から就任をするという動きがございます。

その辺りにつきましては、お手元に昨日付の読売新聞の記事をご参考で配布させていただきましたのでご参照いただければと思います。

教育委員会制度の改正についての動向につきましては、以上でございます。

○高森委員長 何かご質問ありますでしょうか。

(なし)

○指導課長 委員のお手元に、3月12日の本定例会にご審議をいただきました台東区立学校オフィシャルルールについて、同じ資料をご用意させていただきました。

前回の定例会におきましては、大変細かい部分までご意見をいただきました。特に委員長からは、その後もさまざまな視点からご意見をいただきました。本当にありがとうございました。現在、いただいたご意見をもとにいま一度検討をしているところでございます。

前回3月12日のときに、樋口委員がご欠席をされておりましたので、ぜひ樋口委員からのご意見をいただいて、校長会とも相談をしながら、次回の4月14日のところで再度ご審議をいただければと思っております。

なお、学校では年度がかわるタイミングですので、フィルタリングのかけ方などの資料提供を行い、啓発をさせていただいております。

○高森委員長 そのほかに何かございますでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは最後となりますけれども、今般、異動される方々がいらっしゃいますので、それぞれご挨拶をいただきたいと思います。

(異動する管理職より挨拶)

○高森委員長 本当に皆様方、長い間お世話になりました。ありがとうございました。またそれぞれの場所でご活躍いただきますことをご期待申し上げます。

では、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午後4時34分 閉会